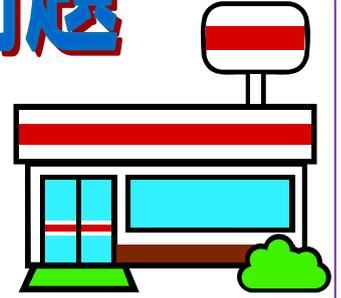


全国一斉

コンビニフランチャイズ問題



110番



弁護士が**無料**で臨時電話に対応します

現在コンビニエンスストアは全国に約4万2千軒あり、日常の便利を支えています。

2009年6月22日、公正取引委員会が「見切り販売」をさせない本部の行為は独占禁止法違反（優越的地位濫用）であると認定したように、加盟店と本部の間には様々な問題があると指摘されています。

しかし、加盟店の声はなかなか外部に聞こえてきません。

コンビニ業界のより健全な運営を実現するため、この110番で広く事情を調査し、適切な法令や運用の実現をはかりたいと考えます。

ぜひ、あなたの声をお聞かせ下さい！

10月15日(木) 午前10時～午後4時

TEL：03-3507-6441

*必要に応じて、10月20日(火)、21日(水)に面接相談を行います。

主催：東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 日本弁護士連合会

問合わせ先：第一東京弁護士会人権法制課 (TEL:03-3595-8583)

※問い合わせ先電話番号と相談用電話番号は異なります。お間違えのないようご注意ください。

10月5日(月)～9日(金)を中心に全国各地で実施します。

面接相談を行うところもあります。

詳細は日弁連ホームページ (<http://www.nichibenren.or.jp/>) をご参照ください。